

◆ 1日あたりの利用料

要介護状態区分	負担割合	介護費用	居住費の負担		食費の負担		実費負担	
要支援1	1割負担	511 円	①	個室 380 円	+	①	300 円	日常生活に要する費用
	2割負担	1,021 円		多床室 0 円		②	600 円	
	3割負担	1,531 円	②	個室 480 円	+	③-1	1,000 円	
1割負担	630 円	多床室 430 円		③-2		1,300 円		
要支援2	2割負担	1,260 円	③	個室 880 円	+	④	1,451 円	↓
	3割負担	1,890 円		多床室 430 円		合計(実費負担除く)		
	1割負担	705 円	④	個室 1,250 円	+			
2割負担	1,410 円	多床室 1,121 円						
要介護1	3割負担	2,115 円						
	1割負担	780 円						
	2割負担	1,560 円						
要介護2	3割負担	2,340 円						
	1割負担	860 円						
	2割負担	1,719 円						
要介護3	3割負担	2,579 円						
	1割負担	936 円						
	2割負担	1,872 円						
要介護4	3割負担	2,807 円						
	1割負担	1,011 円						
	2割負担	2,022 円						
要介護5	3割負担	3,033 円						

※総単位数に生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。
 ※介護費用及び送迎加算を合わせた総単位数には介護職員等処遇改善加算Ⅰ(総単位数の14%)が上乘せされます。
 ※居住費・食費は、利用者負担段階により異なります。①～④は、各段階を表します。
 ①～③は介護保険負担限度額認定証にて確認させていただきます。

1 介護費用

要介護状態区分	単位	加算	合計	日数	地域加算
要支援1	451	18	469	1	10.88
要支援2	561	18	579	1	10.88
要介護1	603	45	648	1	10.88
要介護2	672	45	717	1	10.88
要介護3	745	45	790	1	10.88
要介護4	815	45	860	1	10.88
要介護5	884	45	929	1	10.88

日額	日額1割負担	日額2割負担	日額3割負担
5,102 円	511 円	1,021 円	1,531 円
6,299 円	630 円	1,260 円	1,890 円
7,050 円	705 円	1,410 円	2,115 円
7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円
8,595 円	860 円	1,719 円	2,579 円
9,356 円	936 円	1,872 円	2,807 円
10,107 円	1,011 円	2,022 円	3,033 円

※介護費用には、以下の加算が含まれます。

- ①サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位
 - ②看護体制加算Ⅰ 4 単位 (予防給付は算定せず)
 - ③看護体制加算Ⅱ 8 単位 (予防給付は算定せず)
 - ④夜勤職員配置加算Ⅲ 15 単位 (予防給付は算定せず)
- 合計 45 単位

⑤生産性向上推進体制加算Ⅱ 10 単位 / 月

※また以下の加算が上乘せされる場合があります。

- ①療養食加算 8 単位 / 回
- ②認知症行動・心理症状緊急対応加 200 単位
- ③若年性認知症入所者受入加算 120 単位
- ④認知症専門ケア加算Ⅰ 3 単位 / 日
- ⑤認知症専門ケア加算Ⅱ 4 単位 / 日

※おむつ代は、介護費用に含まれます。

2 送迎加算

要介護状態区分	単位	地域加算	片道の額	利用者負担	
				1割負担	201 円
一律	184	10.88	2,001 円	2割負担	401 円
				3割負担	601 円

※送迎を実施した場合は、上記介護費用に送迎費用が加算されます。
 ※送迎場所により高速道路を利用した場合は、実費をご負担頂きます。

※1介護費用及び2送迎加算を合わせた総単位数には介護職員等処遇改善加算Ⅰ(総単位数の14%)が上乘せされます。
 ※地域加算は、事業所が所在する市町村により異なります。横浜市は、2級地(10.88)

3 居住費及び食費負担(限度)額

(1) 従来型個室

利用者負担段階	対象者	居住費の上限額(日額)	食費の上限額(日額)			
			朝食	昼食	夕食	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む 以下同じ)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	380 円	負担限度額認定証にて軽減されているため、各食事代ではなく日額にて費用負担していただきます。			300 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80万円以下 貯蓄金額650万円以下(夫婦の場合1,650万円以下)	480 円				600 円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80~120万円以下 貯蓄金額550万円以下(夫婦の場合1,550万円以下)	880 円				1,000 円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が120万円超 貯蓄金額500万円以下(夫婦の場合1,500万円以下)					1,300 円
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市長民税本人課税者 (当施設設定負担額)	1,250 円	290 円	653 円	508 円	1,451 円

(2) 多床室

利用者負担段階	対象者	居住費の上限額(日額)	食費の上限額(日額)			
			朝食	昼食	夕食	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む 以下同じ)全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者	0 円	負担限度額認定証にて軽減されているため、各食事代ではなく日額にて費用負担していただきます。			300 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80万円以下 貯蓄金額650万円以下(夫婦の場合1,650万円以下)	430 円				600 円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が80~120万円以下 貯蓄金額550万円以下(夫婦の場合1,550万円以下)	430 円				1,000 円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で年金収入額+合計所得金額が120万円超 貯蓄金額500万円以下(夫婦の場合1,500万円以下)					1,300 円
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市長民税本人課税者 (当施設設定負担額)	1,121 円	290 円	653 円	508 円	1,451 円

※利用者負担の第1~第3段階の適用を受けるには、介護保険負担限度額認定証が必要です。

※居住費は、外泊・外出の際もご負担いただきます。

※食費は、負担段階第4段階の方は朝食・昼食・夕食毎の金額です。尚、食費には、おやつや飲み物(全員に支給されるもの)も含まれます。

※その他、特別な食事を提供した場合は、実費をご負担頂きます。